補助金交付の流れ（予定）

申請者	市役所
1　補助金交付申請書の提出 【提出物】 ・交付申請書（様式第1号－1） ・事業実施計画（報告）書（様式第1号－2） ・見積書等 ・所要額調書（様式第1号－3） 【提出期限】 令和8年11月30日（月）　※必着	**2　補助金交付申請書等の受付・書類審査** 提出
4　補助金交付決定通知書の受領 発送	**3　補助金交付決定通知書の発送** ・交付決定通知書（様式第3号） 【発送時期】 令和8年12月中～下旬頃
5　補助事業の実施 ・オンライン登録に使用するパソコンやプリンタ等の購入 ・院内システムの改修 ※国の補助金交付内示（令和8年4月8日）前に支出した費用は対象外となります。	
6　実績報告書及び請求書の提出 【提出物】 ・実績報告書（様式第5号－1） ・精算額調書（様式第5号－2） ・事業実施計画（報告）書（様式第1号－2） ・領収書及び納品書等 ・購入物の写真（物品購入の場合） ・システム改修によりオンライン登録のシステム導入が完了したことを確認できる写真又は書類の写し等（システム改修の場合） ・請求委任及び口座振替支払依頼書（様式第7号） ・交付決定通知書の写し ※事業完了後、速やかにご提出ください。 【提出期限】 補助事業終了後30日を経過する日又は令和9年3月31日（水）のいずれか早い日　※必着	**7　実績報告書等の受付・書類審査** 提出
9　交付確定通知書の受領 発送	**8　交付確定通知書の発送** ・交付確定通知書（様式第6号）
11　補助金受領 支払	**10　補助金の交付** ※原則毎月月末に支払い （その日が土日祝のときは、直前の開庁日）

注1）交付決定後、事業の変更を行う場合、以下の提出が必要です。
　　変更交付申請書（様式第2号－1）、（変更）所要額調書（様式第2号－2）、変更後の実施計画書（様式第1号－2）
注2）補助金交付を受けた医療機関においては、消費税の確定申告により消費税仕入控除税額が確定した後、仕入控除税額報告書（様式第8号）を提出していただく必要があります。